

平成29年1月18日

答申第757号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「榑井会長の就任時から平成28年5月13日までの会長公用車の運転日報」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書は会長の保安に支障を及ぼすおそれがあり、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項5号に該当し開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

NHKの保安環境や保安に関する社会情勢は非常に厳しくなっており、開示の求めの文書は開示することによりNHKの保安に支障を及ぼすおそれがあり、規程第8条1項5号に該当するため開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は規程8条1項5号に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成29年1月18日（第245回審議委員会）

第770号諮問、審議、答申